

名護市小口資金融資 対象業種について

同制度の対象業種は以下のとおりとする。

- ・名護市内に住所及び営業所を有する中小企業(中小企業保険法により定義)
- ・中小企業保険法施行令第1条において農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種が指定され、この指定業種に属する事業が特定事業(保証対象事業)である。

主な保証対象外業種は以下の表のとおり。

農林漁業 (林業の内素材生産業及び素材生産サービス業を除く)
金融・保険業 (保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)
風俗営業飲食業 (食事の提供を主目的とするもの並びに衛生水準を高め、及び近代化を促進するものを除く)
サービス業中次のもの ・特殊浴槽業(風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る) ・興信所、易断所、観相業、相場案内業 ・競輪、競馬等の競争場・競技団 ・パチンコホール、射的場、場外馬券・車券場、 競輪・競馬等予想業、 ・特殊浴場業、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、テレホンクラブ、ヌードスタジオ、 ストリップ劇場、ファッションマッサージ等(風営法2条6項～10項に掲げられている業種) ・民営職業紹介業(芸ぎあっせん業に限る)、 ・集金業及び取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く) ・政治・経済・文化団体 ・学校法人 ・宗教団体